

新型コロナウイルス感染症対策への寄附 ～ エールを北の医療へ！～

道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための事業に充てるため、「エールを北の医療へ！」として、個人の方向けにはふるさと納税を活用したガバメントクラウドファンディングを実施し、企業・団体の方向けにも幅広く寄附をお願いするプロジェクトを次のとおり開始しました。

1. 申し込みに関すること

個人	寄附の申込方法	ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」内のクラウドファンディングページから申し込み。 ※上記以外からのお申し込みは、電話やメールで官民連携推進室へお問い合わせください
	ガバメントクラウドファンディングHP	https://www.furusato-tax.jp/gcf/823 (ふるさとチョイスHP)
	募集期間	令和2年7月26日(日)まで
	返礼品	返礼品をご用意しておりません
企業・団体	寄附の申込方法	電話やメールで官民連携推進室へお問い合わせください。

2. 税制上の優遇措置

(1) 個人

個人の方からのご寄附は、原則として、ふるさと納税として税制上の優遇措置が受けられる場合があります。

(2) 企業・団体

企業からのご寄附は全額損金算入されるほか、道外の企業からのご寄附は、一定の条件のもと、企業版ふるさと納税制度を活用できる場合があります。

※優遇措置については、個人の方は市町村へ、企業・団体の方は官民連携推進室へお問い合わせください。

3. 「エールを北の医療へ！」の概要

次のホームページをご参照ください。

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/krs/ale_hokkaido.htm (道ホームページ)

お問い合わせ先:北海道総合政策部官民連携推進室 電話 011-206-6449

e-mail:hokkaido.ouen2@pref.hokkaido.lg.jp

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

幌延町国民健康保険に加入されている方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症が疑われた場合に、療養のため労務に服することのできなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)について、傷病手当金を支給します。

【対象者】

給与等の支払いを受けている幌延町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来ない方

【支給対象期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

【支給額】

(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額) × 2 / 3 × 日数(労務に服することができなかった日数)

【適用期間】

令和2年1月1日から9月30の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6ヶ月まで)

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先:住民生活課 生活グループ 電話:5-1112 告知端末機:5-8812